

関原発 第557号
2024年 3月 7日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第3号機 火災感知器設置工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2023年11月17日付け関原発第453号で申請しました高浜発電所第3号機 火災感知器設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第453号（2023年11月17日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2023年11月17日付け関原発第453号の申請書記載事項

| | |
|---|--|
| <p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p> | <p>対象施設の概要 高浜発電所第3号機 発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted] その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted]</p> <p>使用の期間 自：<u>2024年4月</u> 至：令和5年6月29日付け原規規発第23062913号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日</p> <p>使用の方法 高浜発電所第4号機の火災防護設備を運用するために、3号機設備のうち4号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備を令和5年6月29日付け原規規発第23062913号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p> |
|---|--|

(下線は変更部分)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(変更後)

| | |
|--|---|
| <p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p> | <p>対象施設の概要 高浜発電所第3号機 発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted] その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted]</p> <p>使用の期間 自：2024年5月 至：令和5年6月29日付け原規規発第23062913号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日</p> <p>使用の方法 高浜発電所第4号機の火災防護設備を運用するために、3号機設備のうち4号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備を令和5年6月29日付け原規規発第23062913号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p> |
|--|---|

(下線は変更部分)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
変更なし
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
- 2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書
変更なし
- 2. 5 添付資料－4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
変更なし

変更理由

工程変更に伴い、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」のうち使用の期間を変更する。